

## 火災の被害を受けた方の支援制度等について

火災の被害を受けた方は、次のような支援制度等を受けることができます。  
詳細につきましては、担当窓口までお問い合わせください。

令和4年4月1日現在

支援等	内容	担当窓口
り災（火災）証明	消防署員が調査し、火災による被害を確認できる範囲で証明します。 申請が必要となりますので、希望される方は最寄りの消防署へお問い合わせください。	新座消防署 048-482-0119 新座消防署片山分署 048-477-0313 新座消防署大和田分署 048-481-1119
日本赤十字社救済物資の提供	日本赤十字社から必要とされる以下の救済物資をお届けします。 1 布団セット （掛布団、敷布団、枕、シーツ） 2 毛布 3 日用品セット（衛生用品、タオル等） 4 衣服、履物（着替える衣服がない場合）	福祉政策課 048-424-4693
被災当日の宿泊先	希望される方には、火災の被害を受けた日の宿泊先として、近くの集会所等を御案内いたします。 宿泊は、原則として被災当日の1泊となります。	
生活資金の貸付	火災の被害を受けた低所得世帯に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に融資する制度です。 詳細は、担当窓口までお問い合わせください。	新座市社会福祉協議会 048-480-5705
火災廃棄物の受入れ	火災で発生した廃棄物について、環境センターへ持ち込みを希望される場合は事前に担当窓口まで御相談ください。	環境課 048-477-1547
国民健康保険証等の再発行	火災によって国民健康保険被保険証を消失等した場合は、再発行することができますので、担当窓口までお問い合わせください。	国保年金課 048-477-1119
水道の使用中止	火災の被害を受けた建物で水道を今後使用しない場合は、届出が必要となります。 御連絡をお願いいたします。	新座市水道お客様センター 048-424-8276
市税の徴収猶予等	火災によって、家屋が焼失した場合や一時的に納税が困難と認められる場合は、税の減免や徴収猶予等を御利用いただくことができます。 詳細は担当窓口まで御相談ください。	固定資産税の減免課税課 048-424-5521 納税課 048-477-1852

※ 損害保険（火災保険等）に加入されている方は、損害保険会社等の窓口への連絡も忘れずにしてください。

新座市総合福祉部福祉政策課 048-424-4693